

— 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入中の皆さんへ —

2026 (令和8) 年8月から 高額療養費制度が変わります

問合先

国民健康保険に関すること……………市役所国民健康保険課保険係 (☎31-4527)

後期高齢者医療制度に関すること…市役所医療年金課医療給付係 (☎31-4526)

高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合、自己負担限度額を超過した分を払い戻す制度です。自己負担限度額は世帯の所得に応じて決まっています。

今回の変更点

① 自己負担限度額が変わります ② 年間上限額が全員に設定されます

◆自己負担限度額表 (2026 (令和8) 年8月から2027 (令和9) 年7月まで) ◆

70歳未満

所得区分 (基礎控除後の所得)	外来+入院【月額上限】(世帯ごと)		外来+入院 【年間上限】 (世帯ごと)
	3回目まで	4回目以降※1	
901万円超	27万300円+ (医療費-90万1,000円) × 1 % [25万2,600円+ (医療費-84万2,000円) × 1 %]	14万100円 [14万100円]	168万円
600万円超～ 901万円以下	17万9,100円+ (医療費-59万7,000円) × 1 % [16万7,400円+ (医療費-55万8,000円) × 1 %]	9万3,000円 [9万3,000円]	111万円
210万円超～ 600万円以下	8万5,800円+ (医療費-28万6,000円) × 1 % [8万100円+ (医療費-26万7,000円) × 1 %]	4万4,400円 [4万4,400円]	53万円
210万円以下	6万1,500円 [5万7,600円]	4万4,400円 [4万4,400円]	53万円
住民税非課税	3万6,900円 [3万5,400円]	2万4,600円 [2万4,600円]	29万円

70歳以上

所得区分 (課税所得)	外来+入院【月額上限】(世帯ごと)		外来+入院 【年間上限】 (世帯ごと)	外来のみ 【月額上限】 (個人ごと)	外来のみ 【年間上限】 (個人ごと)
	3回目まで	4回目以降※1			
690万円以上	27万300円+ (医療費-90万1,000円) × 1 % [25万2,600円+ (医療費-84万2,000円) × 1 %]	14万100円 [14万100円]	168万円		
380万円～ 690万円未満	17万9,100円+ (医療費-59万7,000円) × 1 % [16万7,400円+ (医療費-55万8,000円) × 1 %]	9万3,000円 [9万3,000円]	111万円		
145万円～ 380万円未満	8万5,800円+ (医療費-28万6,000円) × 1 % [8万100円+ (医療費-26万7,000円) × 1 %]	4万4,400円 [4万4,400円]	53万円		
145万円未満※2	6万1,500円 [5万7,600円]	4万4,400円 [4万4,400円]	53万円	2万2,000円 [1万8,000円]	21万6,000円 [14万4,000円]
住民税非課税	2万5,700円 [2万4,600円]	2万4,600円	29万円	1万1,000円 [8,000円]	9万6,000円
住民税非課税 (所得が一定以下)	1万5,700円 [1万5,000円]	—	18万円	8,000円 [8,000円]	—

- ・ ※1 は直近12カ月以内に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の自己負担限度額
- ・ ※2 は収入の合計が520万円未満 (1人世帯は383万円未満) の場合または、基礎控除後の所得の合計が210万円以下の場合も含む
- ・ [] 内は2026 (令和8) 年7月までの自己負担限度額

高額療養費制度の見直しは2027 (令和9) 年度にも行われる予定です。

2027 (令和9) 年8月以降の見直しについては、厚生労働省ホームページをご参照ください。

詳しくはこちらから▶



今回の制度見直しの背景等に関するご質問等は下記にお問い合わせください。

【問合先】 厚生労働省コールセンター (☎0120-617-111) 月～土曜日 午前9時～午後6時